

## 4 事業税

この税金は、事業者が収益活動を行うに際して、道路、港湾などの各種公共施設を利用するなどさまざまな行政サービスを受けていますので、その経費の一部を負担していただく性格を持っており、個人事業税と法人事業税とがあります。

### 個人事業税

この税金は、事業を行う個人に課税するものです。

#### ● 納める人

道内に事務所（事業所）があり、事業を行っている個人

#### ● 納める額

$$\left( \text{事業所得} (\ast 1) - \text{控除額} (\ast 2) \right) \times \text{税率}$$

※1 事業所得とは、事業の総収入金額から事業の必要経費を引いた金額です。

※2 控除額については、「各種控除」をご覧ください。



#### ▶ 税率

区分	事業の種類	税率
第一種事業	物品販売業、不動産貸付業、製造業、運送業、駐車場業、請負業、飲食店業など（37業種）	5%
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業（主として自家労力を用いて行うものを除きます。）（3業種）	4%
第三種事業	医業、歯科医業、弁護士業、司法書士業、税理士業、コンサルタント業、理・美容業など（28業種）	5%
	あん摩・はり・きゅう・柔道整復等の業、装蹄師業（2業種）	3%

#### ● 各種控除

項目	控除の内容			
損失の繰越控除	青色申告者は、事業による所得が赤字（損失）となったときには、翌年以降3年以内に生じた所得からその損失額を差し引くことができます。			
被災事業用資産の損失の繰越控除	震災、風水害、火災などによって生じた事業用資産の損失の金額で、その年の事業による所得の計算上、控除されなかった金額は、翌年以降3年以内に生じた所得からその損失額を差し引くことができます。			
事業用資産の譲渡損失控除・譲渡損失の繰越控除	事業に使っていた機械、車両などを譲渡したために生じた損失について、その年の事業による所得の計算上、控除することができます。なお、青色申告者は翌年以降3年以内に生じた所得からその損失額を差し引くことができます。			
事業専従者控除	事業を行う人と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する者がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。			
	<table border="1"> <tr> <td>青色申告者</td> <td>青色事業専従者に支払われた適正な給与額</td> </tr> <tr> <td>白色申告者</td> <td>事業専従者1人について次のいずれか少ない額 ・50万円（事業専従者が配偶者の場合は86万円） ・事業専従者控除前の所得金額 ÷（事業専従者 + 1）</td> </tr> </table>	青色申告者	青色事業専従者に支払われた適正な給与額	白色申告者
青色申告者	青色事業専従者に支払われた適正な給与額			
白色申告者	事業専従者1人について次のいずれか少ない額 ・50万円（事業専従者が配偶者の場合は86万円） ・事業専従者控除前の所得金額 ÷（事業専従者 + 1）			
事業主控除	年290万円（事業の期間が1年に満たないときは、月割りによって計算した額です。）			

（注） 個人事業税の申告をしないと各種控除が受けられないものがあります。

## ● 減免

次のようなときには、申請すると減免されます。

減免の対象	減免額
障がい者、年齢65歳以上の人、寡婦（※1）又はひとり親（※2）で、事業主控除をする前の所得金額（その他の所得がある場合は合算額）が310万円以下のとき	税額から最高7,500円
災害により、資産に一定の被害を受けた人で、事業主控除をした後の所得金額（その他の所得がある場合は合算額）が700万円以下のとき	被害の程度に応じて、税額の12.5%～100%

※1 寡婦については、9ページ「非課税」の※1をご覧ください。

※2 ひとり親については、9ページ「非課税」の※2をご覧ください。

## ● 申告と納税

### ▶ 申告

申告期限は3月15日です。ただし、所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した人は、個人事業税の申告をしたこととなり、あらためて申告する必要はありません。

年の中で事業をやめた場合は、やめた日から1か月以内（納税義務者が死亡した場合は4か月以内）に個人事業税の申告が必要です。

### ▶ 納税

納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めます（合計の税額が1万円以下の場合は、8月の納期に全額を納めます。）。

年の中で事業をやめた場合又は納税義務者が死亡した場合は、納税通知書により別に指定した納期限までに納めます。

## 法人事業税

この税金は、事業を行う法人に課税するものです。

## ● 納める人

道内に事務所（事業所）があり、事業を行っている法人  
法人でない社団又は財団で、収益事業を行っているもの

## ● 納める額

課税標準額 × 税率

### ▶ 税率

法人の種類	所得区分等 （課税標準額）	開始する事業年度			
		令和2年（2020年） 4月1日から 令和4年（2022年） 3月31日まで		令和4年（2022年） 4月1日以後	
		外形対象法人 （※1）		外形対象法人 （※1）	
普通法人  一般の法人、法人でない社 団又は財団	所得のうち年400万円以下の金額	3.5%	0.4%	3.5%	/
	所得のうち年400万円を超え 年800万円以下の金額	5.3%	0.7%	5.3%	
	所得のうち年800万円を超える 金額	7.0%	1.0%	7.0%	

普通法人	軽減税率不適用法人（※2）の所得	7.0%	1.0%	7.0%	1.0%	
一般の法人、法人でない社団又は財団	付加価値額		1.2%		1.2%	
	資本金等の額		0.5%		0.5%	
特別法人 協同組合、信用金庫、医療法人等	所得のうち年400万円以下の金額	3.5%		3.5%		
	所得のうち年400万円を超える金額	4.9%		4.9%		
	軽減税率不適用法人（※2）の所得	4.9%		4.9%		
収入金額課税法人	電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業	収入金額	0.75%	0.75%	0.75%	0.75%
		所得金額	1.85%		1.85%	
		付加価値額		0.37%		0.37%
		資本金等の額		0.15%		0.15%
	ガス供給業のうち特定ガス供給業	収入金額	1.0%			0.48%
		付加価値額				0.77%
		資本金等の額				0.32%
	生命・損害保険業及び上記以外の電気供給業・ガス供給業（※3）	収入金額	1.0%		1.0%	

※1 外形対象法人については、27ページ「外形標準課税」をご覧ください。

※2 軽減税率不適用法人は次のとおりです。

- ・ 外形対象法人（令和4年（2022年）4月1日以後に開始する事業年度に限る。）
- ・ 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人

※3 ガス供給業のうち次の事業については、所得金額により課税される法人に区分されます。

- ・ 平成30年（2018年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までに開始する事業年度においては、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の者が行うもの
- ・ 令和4年（2022年）4月1日以後に開始する事業年度においては、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外の者が行うもの

## ● 特別法人事業税（国税）

この税金は、地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、地方法人特別税が廃止されたことにより復元された法人事業税（所得割・収入割）の一部を分離し、課税される国税ですが、賦課徴収は法人事業税と併せて、都道府県が行います。

また、特別法人事業税の税収は、人口で按分し特別法人事業譲与税として都道府県へ譲与されます。

### ▶ 対象法人

法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者

## ● 納める額

法人事業税額（基準法人所得割額又は基準法人収入割額） × 税率

法人の種類	開始する事業年度	
	令和2年(2020年) 4月1日から 令和4年(2022年) 3月31日まで	令和4年(2022年) 4月1日以後
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人	260.0%	260.0%
所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等	37.0%	37.0%
所得割額によって法人事業税を課税される特別法人	34.5%	34.5%
収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人(電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業)	40.0%	40.0%
収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって法人事業税を課税される法人(ガス供給業のうち特定ガス供給業)	30.0%	62.5%
収入割額によって法人事業税を課税される法人(生命保険業及び損害保険業並びに上記以外の電気供給業及びガス供給業(※1))	30.0%	30.0%

※1 ガス供給業のうち次の事業については、所得割額によって法人事業税を課税される法人に区分されます。

- 平成30年(2018年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までに開始する事業年度においては、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の者が行うもの
- 令和4年(2022年)4月1日以後に開始する事業年度においては、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外の者が行うもの

## ● 申告と納税

申告の種類		納める額	申告と納税の期限
中間申告	予定申告	前事業年度の各割の税額÷前事業年度の月数×6	事業年度開始の日以後 6か月を経過した日から 2か月以内
	仮決算に基づく 中間申告	仮決算の各割の課税標準×税率	
確定申告		各割の課税標準×税率－中間申告額	事業年度終了の日から 2か月以内
修正申告	申告した税額に不足額 があったとき	各割の課税標準×税率－既に納付の 確定した事業税額	早急に
	申告した後に税務署の 更正を受けたとき	各割の課税標準×税率－既に納付の 確定した事業税額	税務署が更正の通知をし た日から1か月以内

### ▶ 確定申告書の提出期限の特例

定款等の定めなどにより定時総会が事業年度終了から2か月以内に招集されない状況にある法人やグループ通算法人が申告書の提出期限の延長を申請する場合等は、「申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書(第13号の2様式)」を提出してください。



## ● 外形標準課税

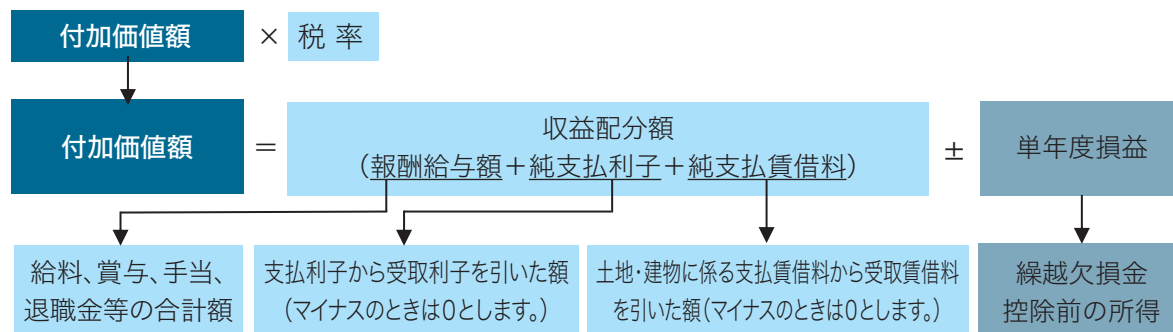
### ▶ 対象法人

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業並びにガス供給業のうち特定ガス供給業を行うものを除く収入金額課税法人、公益法人等、特別法人及び人格のない社団等は除く。）

### ▶ 外形標準課税の仕組み

税率は24ページ「納める額」の外形対象法人の欄をご覧ください。

#### ● 付加価値割



※ 単年度損益がマイナスの場合には、収益配分額から欠損金額を控除します。

※ 報酬給与額のうち収益配分額の70%を超える部分は、その超える部分を雇用安定控除として、付加価値額から控除します。

※ 令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までに開始する事業年度については、一定の条件により新規雇用者給与等支給額を付加価値額から控除します。

※ 令和4年（2022年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までに開始する事業年度については、一定の条件により雇用者全体の給与総額の対前年度増加額を付加価値額から控除します。

#### ● 資本割

$$\text{資本金等の額} \times \text{税率}$$

※ 資本金等の額が1,000億円を超える部分については、一定の算入率を乗じて圧縮します（資本割の課税標準の圧縮特例）。

※ 一定の持株会社（発行済株式総数の50%超を保有する子会社の株式の価額が、総資産の額の50%を超える法人）については、総資産に占める子会社株式の割合に相当する額を資本金等の額から控除します（持株会社に係る資本圧縮特例）。

### ▶ 書類提出についてのお願い

外形標準課税の対象法人は、申告書提出の際に貸借対照表及び損益計算書の添付義務が地方税法（第72条の25第8項、第72条の26第4項）に規定されていますので、申告書に必ず添付してください。

また、北海道では次の書類についても提出をお願いしています。

なお、提出していただく書類はいずれも円単位で記載してください。

- 販売費及び一般管理費の明細書（※1）
- 製造原価報告書（該当する法人のみ）（※1）
- 法人税申告書別表4（※1）
- 法人事業税外形標準課税付加価値額等内訳明細書（※2）又は付加価値額を算定する際に作成した積算資料

※1 法人税の申告を電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により行った場合で、当該申告と併せてe-Taxにより提供したときは、法人事業税の申告においても提出したものとみなされます。

※2 北海道税務課のホームページにおいて様式を提供しています。

## ● 分割基準

法人の事務所等が2以上の都道府県にあるとき、税額算出の基礎となる所得などの課税標準を一定の基準で事務所等の所在する都道府県に分割します。この分割に用いる基準を「分割基準」といいます。

事業	分割基準	
製造業	従業者の数（資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人の工場は、従業者の数にその数の2分の1を加えた数）	
電気供給業	送配電	一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業 課税標準額の総額の4分の3は発電所に接続している電線路の電力の容量（※） 課税標準額の総額の4分の1は事務所等の固定資産の価額
	小売	小売電気事業等 課税標準額の総額の2分の1は事務所等の数 課税標準額の総額の2分の1は従業者の数
	発電	発電事業等、特定卸供給事業 課税標準額の総額の4分の3は事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額（※） 課税標準額の総額の4分の1は事務所等の固定資産の価額
※ 送配電事業で発電所に接続している電線路がない場合又は発電事業で事務所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合は、事務所等の固定資産の価額を分割基準とします。 なお、電気供給業に係る分割基準が2以上あるときは、次の分割基準を適用します。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一般送配電事業、送電事業又は配電事業と一般送配電事業、送電事業及び配電事業以外の事業とを併せて行っている場合は、送配電事業に係る分割基準</li> <li>② 発電事業と一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行っている場合は、発電事業に係る分割基準</li> <li>③ ①及び②以外の場合は、主たる事業の分割基準</li> </ol>		
ガス供給業及び倉庫業	固定資産の価額	
鉄道事業及び軌道事業	軌道の延長キロメートル数	
その他の事業	課税標準額の総額の2分の1は事務所等の数 課税標準額の総額の2分の1は従業者の数	

## ● 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附金控除

地域再生法の一部を改正する法律の施行日（平成28年（2016年）4月20日）から令和7年（2025年）3月31日までの間に、地方公共団体が行う地方創生事業に対して寄附を行った場合、その寄附金額の一部を支出した事業年度の法人事業税、法人道民税法人税割及び法人税額から控除することができます。

## ● 市町村への交付

道に納められた法人事業税額の7.7%相当額は、道内の市町村に交付されます。

# 法人道民税・事業税・特別法人事業税の 申告・納税は **eLTAX** で！

eLTAXは、地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、パソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。

## eLTAX を利用するには？

- STEP1** 利用届出を作成します。  
eLTAXのホームページから利用届出（新規）を提出してください。
- STEP2** 利用者ID、仮暗証番号が発行されます。  
利用者ID、仮暗証番号が発行され、電子申告等のサービスが利用できるようになります。
- STEP3** eLTAX対応ソフトを取得します。  
PCdeskは、eLTAXのホームページから取得します。税務会計ソフトは、eLTAX対応のものを使用してください。
- STEP4** 暗証番号を変更します。  
PCdeskなどのeLTAX対応ソフトからeLTAXへログインし、仮暗証番号を変更してください。
- STEP5** 電子申告、電子申請・届出、電子納税を行います。

## eLTAX で利用できる手続は？

- **電子申告**  
道税では、道民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人道民税、法人事業税、特別法人事業税の申告を行うことができます。
- **電子申請・届出**  
法人設立届出や異動届出といった、申告手続に関連した申請・届出手続を行うことができます。
- **電子納税**  
申告手続に関連した納付手続ができます。PCdeskなどのeLTAX対応ソフトから納付情報の発行依頼を行い、金融機関が提供しているインターネットバンキングやダイレクト納付など、ペイジーを介した納税やクレジットカードによる納税をすることができます。

## 大法人はeLTAXの使用が義務付けられています！

大法人（内国法人のうち、事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社）の確定申告書、中間（予定）申告書及び修正申告書は、eLTAXによる提出が義務付けられています。

### 【ご注意ください！】

大法人が紙で提出した申告は無効となり、不申告加算金がかかる場合があります。

詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

電話によるお問い合わせ：0570-081459

（上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019）

国税電子申告・納税システム e-Tax もご利用ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>



## Q &amp; A

## 事業税・個人事業税

Q1

## 事業を開始した場合

個人で新しく事業を始めたのですが、税に関する届出が必要ですか。

A

個人事業税の事業開始等の届出が必要です。

また、国（税務署）と市町村にも同様の届出が必要になります。届出様式については、お住まいの地区の税務署、道（総合振興局、振興局又は道税事務所 P.69～71）及び市町村にそれぞれお問い合わせください。

Q2

## 不動産を貸し付けている場合

不動産の貸付けを行っているのですが、課税対象になる基準を教えてください。

A

次の1又は2のいずれかに該当する不動産の貸付けを行っている方は不動産貸付業として個人事業税の課税対象となります。

なお、共有不動産の貸付けを行っている場合は、共有者の持分ごとではなく、共有不動産全体について、次の基準が適用されます。

1

不動産の貸付け区分		基 準	
建 物	住 宅	一戸建住宅	10棟以上
		一戸建以外の住宅（アパート・貸間等）	10室以上
	住宅以外	一戸建のもの	5棟以上
		一戸建以外のもの	10室以上
土 地	住宅用地	住宅用地として貸し付けているもの	契約件数 10件以上 又は 貸付総面積 2,000㎡以上
	住宅用地以外	住宅用地以外として貸し付けているもの	契約件数 10件以上

※ 建物の室数、棟数には、空室（空き家）を含みます。

なお、区分の異なる不動産を併せて貸し付けている場合で、当該貸付不動産の室数、棟数又は貸付契約件数の合計が10以上のものについても、不動産貸付業に該当します。

2 建物の貸付けによる収入金額が1千万円以上（貸付期間が1年未満のときは、月割りで計算した額）のもの。

なお、収入金額には、権利金、更新料、礼金等は含みません。

Q3

## 駐車場を貸し付けている場合

駐車場の貸付けを行っているのですが、課税対象になる基準を教えてください。

A

次の1又は2に該当する駐車場の貸付けを行っている方は駐車場業として個人事業税の課税対象となります。

なお、共有の駐車場を貸し付けている場合は、不動産貸付業と同様に全体について、次の基準を適用します。

1 建築物である駐車場を貸付しているもの

2 上記以外のもので、駐車台数が10台以上の駐車場を貸し付けているもの（空き駐車場を含む）



Q4

**事業を廃止した場合**

事業を廃止したのですが、税に関する届出が必要ですか。

A

事業廃止に伴う届出が必要です。

そのほかに、その年の1月1日から廃止の日までの所得金額が事業主控除額を超える場合は、廃止の日から1月以内に個人事業税申告書を提出する必要があります。

なお、事業主控除額は、年額290万円を月割りで計算した額になります。

Q &amp; A

**事業税・法人事業税**

Q5

**法人を設立した場合**

法人を設立したのですが、届出が必要ですか。

A

事業開始の日から10日（設立後2月以内に事業を開始する場合は設立の日以後2月）以内に法人設立・設置届出書の提出が必要です。

添付書類は、次に掲げる書類です。

- 1 登記事項証明書又は登記簿謄本の写し
- 2 定款、寄附行為、規則又は規約の写し
- 3 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し
- 4 分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し

※ 国税（法人税）の設立届出書への「登記事項証明書」の添付が不要となりましたが、道税には従来どおり添付が必要です。

Q6

**支店を設置・支店を廃止した場合**

北海道以外に本店のある法人ですが、道内に初めて支店を設置する場合や支店を廃止した場合、届出事項を変更した場合に届出が必要ですか。

A

支店などの事務所等を設置した場合は、設置した日から10日以内に、支店の廃止又は届出事項を変更した場合は、廃止又は変更の日から10日以内に届出が必要です。

Q7

**納付書を書き損じた場合**

納付書を書き損じた場合、どのようにしたらいいですか。

A

納付書の内訳金額の記載を誤った場合は二線訂正し使用することができますが、合計金額の記載を誤った場合は使用できません。

※ 納付書は北海道税務課のホームページからダウンロードできます。

Q8

**提出した申告書に誤りがあった場合**

確定申告書を提出したのですが、計算を誤ってしまいました。どのようにすれば良いですか。

A

申告額が過少の場合は修正申告を、申告額が過大の場合は更正請求をしてください。いずれの場合も提出や請求の期限がありますので注意してください。

Q9

**申告書の提出が遅れた場合**

申告期限に遅れてしまいました。何かペナルティはありますか。

A

1日でも遅れると、期限後の申告になるため、不申告加算金の対象となりますので、注意してください。